

平成22年度第2回 尊厳擁護専門委員会 会議要旨

1 議題

北九州八幡東病院における爪切り事案について

- (1) 経緯説明、控訴審判決・陳情書等の内容確認（公開）
- (2) 論点についての検討（非公開）

2 開催日時

平成22年12月22日（水）14：30～16：45

3 開催場所

北九州国際会議場 11会議室、32会議室

4 出席者名

委員 伊藤委員長、河原副委員長、緒方委員、中村委員、野村委員、
日浅委員、舟谷委員、丸林委員
事務局 保健福祉局長、介護保険・健康づくり担当部長、事業者支援担当課長
ほか 10名

5 会議の非公開理由

議題の(2)の部分については、不開示情報（北九州市情報公開条例第7条）に該当する事項を意見交換するため、非公開とする。

6 議事の概要

(1) 事務局説明

- ・北九州八幡東病院における事案の経過概要
- ・平成19年度の尊厳擁護専門委員会が虐待の事実確認をし、市が虐待と認定した根拠
- ・控訴審判決の概要
- ・元看護課長から市に提出された陳情書
- ・元看護課長の弁護団が作成した虐待の事実確認と判決記載内容の対比
- ・検討にあたっての視点

(2) 各委員の意見概要

論点についての検討

特に控訴審判決文においては、高齢者虐待防止法に触れてない。尊厳擁護専門委員会の基本スタンスは高齢者虐待防止法で考えるべきである。高齢者虐待防止法の考え方

は介護者、高齢者の双方の虐待の自覚の有無を問わず、客観的にみて高齢者の尊厳が侵害されている状態かどうかで判断することになっている。危険が予測される場合は、必要な援助を市町村が行うべきとなっている。当時の尊厳擁護専門委員会の判断は正当なものだったと思う。

控訴審裁判では爪切り行為は看護師としての「正当な看護行為を逸脱していない」ことから違法性は阻却された。ただし、虐待かどうかは判決では全く触れられていない。当時、市が虐待の事実確認を行ったことが刑事裁判で無罪が確定したので、「虐待を見直してほしい」という訴えが元看護課長からある現在、高齢者虐待防止法の観点からみて、改めて虐待か虐待ではないかの判断をする必要性について考えなくてはならない。

「恣意的に爪剥ぎをやった」と疑われたのは、元看護課長の爪切り行為が一人で、単独だったためであり、それ自体が今時のチームケアの観点からはおかしい。北九州市高齢者の介護の質の向上委員会の立場から言えば「あってはならないこと」という指摘はできるのではないか。関係者が情報を共有し、高齢者に対し介護施設として総合的な質の高いケアを提供するチームケアは、虐待防止の視点でも極めて重要である。

当委員会での議論の方向性について、裁判の判決から考えるだけでなく、高齢者及びその家族の尊厳を守る、及び市民のための介護サービスの視点から考えて、「どうあったら望ましいか」について考えたらよいのではないか。

看護や介護とは従事者の倫理面や人のあたたかさが患者に伝わるものでないといけな
いと思う。そういう意味で患者の家族とのコミュニケーションにより相互理解を深め
ることが必要ではないか。

患者の家族への説明は、控訴審判決では入院診療計画での包括的承諾でよいとされて
いるが、直接患者にケアをする場合は、看護師はきちんと患者本人に説明し、本人が
認知症で理解が困難な場合は、代理人や家族に説明するのが専門職としての基本的姿
勢ではないだろうか。

記録についても、病的な爪を処置するのであれば、記録は必須ではないだろうか。高
齢者への虐待防止は看護師が日常的に行なうべきことを守ることにより初めて防止で

きるのであって、「やらなくてもよい、義務じゃない」という考え方では虐待が発生する要因になるのではないか。

当時、市が虐待事実の確認をした際には元看護課長本人の名前等は公開しておらず、あくまで病院への指導というスタンスだった。しかし、判断のタイミングと検察の起訴の日が重なったから、実名がマスコミで公開される等大きな問題になってしまった。今の状況を考えると、虐待なのか、そうではないのかを委員会で決めて一定の答えを出す必要があるのではないか。

どのような行為や要件で高齢者虐待といえるのか、委員会としてどこまでの要件や程度で虐待と結論づけていくべきか、具体的に考えなければならない。

全体的に感じるのは、当時の病院の職場風土の中に、チームケアや起こった出来事の情報共有機能を重んじる意識が欠落していたように感じる。

世間では元看護課長個人が虐待を行ったと公表されたと認識されている。本来であれば虐待の事実確認は個人名を公表せず、施設として反省し体制の改善をすればよいのであるが、今回は個人の名前と虐待が結びついてしまった。虐待かどうかについての結論をこのまま留保することはできない。

当初の虐待事実の確認をしたときに委員会が知りえた事実と、控訴審裁判を経て明らかになった事実とは変わってきているのではないか。

入院患者である高齢者の体に何らかの異常や変化があった場合に、変更に向けての話し合いがなされていないことは、チームケアの視点からみると、虐待と疑われても仕方がないと思う。

病院は当時の看護部長や第三者を交えた病院内の調査特別委員会等の検討を踏まえて、「通常の看護行為でなく、逸脱した行為」と判断し、市へ報告書を提出したものである。病院が複数の客観的所見で上記判断になったのであれば、その現場にいない尊厳擁護専門委員会はその判断を否定しにくいだろう。しかし裁判の中で元看護部長が証言の際「もともとフットケアの範疇だった」と言われた。委員会に報告された事実と

異なる発言があったならば、当時の尊厳擁護専門委員会の判断根拠は成立しなくなってしまうのではないか。

病院の職場風土に問題があるのではないか。元看護課長も裁判の中で患者の家族に申し訳ないという趣旨の話をしていたように、元看護課長にも不可解な行動があった。しかし、それも踏まえて当時の委員会と同じ判断のまま何もコメントしないことはよくないと思う。

委員会が知りえた当時の事実関係が現在は変化しているのであれば、判断の根拠になる要素なので、もう一度事実関係をしっかりと把握しないといけない。

一般的には虐待と認識された行為が刑事事件で無罪になっており、市が改めて判断を示さないといけないのではないか。

看護師の行う正当な爪ケアは患者本人や家族のその都度の了解がなくてもよい、という解釈が医療業界で当然のものとして解釈されれば、たとえ正当な医療行為であったとしても知識が少ない患者家族の立場からすれば怖いものを感じる。ケアを行う度に必要な説明はして欲しいというのが患者家族の心情ではないか。やはり出血を伴うような処置は、家族としては心配になるので事後でもよいから説明はして欲しい。

看護師から見て必要と思うケアであっても、患者本人や家族は痛みを伴うケアは必要と感じないかもしれない、「痛いから止めておこう」と思うかもしれない。このように看護師と家族の思いに行き違いがある場合でも、普段からコミュニケーションをとって、看護師から十分に説明してくれば家族としては納得いくはずだろう。

療養上の世話の裁量性の範囲が看護師で自由に判断できるのであれば、何でもありになってしまうことを危惧する。患者本人や家族の立場からみれば不安を感じるのではないか。診療計画についても、患者の診療初期計画としての入院診療計画どおりにはいかないことが多く、爪に異常やケアの不足など課題が発見されればその都度チームで話し合っ情報て情報を共有して、患者へ説明のうえ、診療方針を変えていくべきである。

病院としては市の指導を謙虚に受け止めて、改善の仕組みを整えたと考えられる。病

院が受けた市からの指導は、組織として何ら異論なく受け止めている。

「虐待」なのか「虐待疑い」なのかが論点である。「不適切なケア」であることは委員の認識としては共通であると思う。病院の看護部長のコメントが、平成 19 年当時と現在では異なっていることがどうしても気になる。もし当時にその事実を知っていれば、委員会は不適切なケアとは言っても、虐待とまで判断しなかったかもしれないので、虐待判断を維持するのは非常に心に引っかかる。

患者家族への説明や記録はもちろん高齢者の尊厳擁護として大切な要素であるが、それが欠如しただけで虐待とまで言えるのか。行為の核心部分の事実認識が当時と変わっているにも関わらず、虐待判断は変わらず同じ判断でよいのか。

今回の発端となった事案について、病院の内部組織に問題があったように感じる。そういった元看護課長が置かれていた職場環境を配慮する必要があるのではないだろうか。

医師や看護師が患者の体に傷つける行為を行う場合に、刑法上で傷害になるかどうかの考え方は正当業務行為であるかどうかで判断される。しかし、高齢者虐待防止法上で正当業務行為といえるかどうかは異なるのではないか。

私が気になるところは、痛みがあったかどうかについても、真実は何かというのはなかなかわからない。

元看護課長の行った爪切りについては、チームケアにより行うことを病院のスタッフが認識して実施する必要があるが、今回の事案ではそれが欠落していたと思う。

看護行為の正当性を主張するには記録が必要である。

元看護課長の意見陳述についての検討

尊厳擁護専門委員会がやらなければならないのは病院や介護事業所等の組織に対しての指導である。個人を罰する等の話は一切ないので、個人の話を書くために来ていた

だく必要はないと思う。

市や委員会は元看護課長の虐待を公表したわけではない。しかし行為を行った本人が「話を聞いて欲しい」と希望しているので、そういった観点からみれば希望に応えなくてよいのか、という疑問を感じる。

元看護課長からの陳情を聞いて、質問をすることは裁判手続きに類似するのではないかと。尊厳擁護専門委員会の趣旨と異なってしまうのではないかと。

委員会は高齢者の尊厳を守ることが目的であるが、今回のこの件については元看護課長から委員会に対するメッセージを聞くことは可能ではないかと。メッセージが陳情と同じ内容であっても、確認することはよいのではないかと。

元看護課長は最初から故意でないとされており、その主張は聞かないといけないう。確かに今回の事案では不適切な点があり、その部分については指摘しなければいけないこともあると思う。

行為については、故意ではなくて過失であっても虐待にはなりうる。行為の自覚を問わないということである。

尊厳擁護専門委員会のスタンスは幅広く高齢者の権利に目を向けて、おかしいと思われる部分の再発防止を考えるものである。

7 問い合わせ先

北九州市保健福祉局地域支援部介護保険課事業者支援係

TEL 093 - 582 - 2771